

府沖振第121号
令和7年4月4日

国立大学法人 琉球大学
学長 喜 納 育 江 殿

内閣府沖縄振興局長

沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた研究推進事業
の実施について

標記については、別紙「沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた研究推進事業実施要綱」を定め、令和7年4月4日から適用することとしたので通知する。

沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた研究推進事業 実施要綱

1. 目的

この補助金は、国立大学法人琉球大学が行う沖縄におけるこどものウェルビーイング指標の検討・測定をはじめ、教育・保健医療・福祉等の関係分野による学際的な研究に要する経費に対して補助を行い、もって、沖縄におけるこどもが「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において掲げられた「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）」で生活を送ることができる施策の推進に資することを目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は国立大学法人琉球大学とする。

3. 事業の内容

ウェルビーイング実現に向け、こども大綱が目指すこどもまんなか社会を達成するため、こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を社会全体で切れ目なく提供する必要がある、沖縄におけるこどもに着目したウェルビーイング指標のあり方についての検討・測定をはじめ、教育・保健医療・福祉等の関係分野による学際的な研究を実施する。

本事業により実施する研究課題は、教育分野研究、保健医療分野研究、福祉分野研究の各分野と、これら各分野全体の課題を把握、各分野間の連携・調整を図り、本事業による研究全体を統括する総括研究との4つに区分する。

なお、総括研究の実施を必須とし、また、各分野における研究内容は、他分野との連携を図ったものとする。

4. 成果の公表

内閣府は、別に定める様式による研究報告書を公表するものとする。

5. 評価

国立大学法人琉球大学が本事業により行う各研究の実施状況に関し、内閣府は別添「沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた研究推進事業費補助金研究評価実施要領」により評価を実施する。

6. 経費の負担

国立大学法人琉球大学が、本要綱に基づいて実施する事業については、内閣総理大臣が別に定める「沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた研究推進事業費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助を行うことができるものとする。

別添

沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた研究推進事業費補助金
研究評価実施要領

(目的)

第1条 本要領は、沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた研究推進事業（以下「事業」という。）における研究評価の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(研究評価の目的)

第2条 内閣府は、事業について、国民に対する説明責任を果たすとともに、沖縄におけるこども施策に貢献できる研究として効果的・効率的に推進すること、研究者の意欲の向上に資することを目的として、研究評価を実施する。

(研究評価委員会の設置)

第3条 研究評価を実施するため、有識者からなる研究評価委員会を設置する。

2 研究評価委員会の委員（別紙）は、事業に係る有識者であって、評価能力を有し、かつ、公正な立場で評価し得る者の内から、内閣府沖縄振興局長が委嘱する。

3 研究評価委員会の委員の任期は1年とする。ただし、関係行政機関の職員は当該職務に在職の期間とする。また、委員に欠員が生じたときは、それを補充することができるものとし、当該委員の任期は前任者の残任期間とする。

(研究評価委員会の構成)

第4条 評価委員会は4名程度をもって組織し、委員長1名を置く。

2 研究評価委員会の委員長は、内閣府沖縄振興局長が指名する。

(研究評価の対象)

第5条 研究評価の対象は、事業により実施される研究課題毎に行う。

(研究評価の種類、実施時期、方法及び結果の取扱い)

第6条 研究課題の評価の種類、実施時期と方法、及び結果の取扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 研究評価の種類

- ① 事前評価
- ② 事後評価

(2) 評価の実施時期と方法

- ① 研究の開始前に、期待される研究成果及び波及効果の予測、研究計画及び研究手法の妥当性の判断等を行う。
- ② 研究の終了翌年度に、研究の達成度の把握、研究成果の確認を行う。

(3) 結果の取り扱い

国立大学法人琉球大学へ伝達の上、同大学が実施する研究の方向性、目的、目標等の設定に資することを目的とする。

(研究評価の評価基準)

第7条 研究評価は、5段階の評価基準により評価することとする。

(1) 事前評価基準

① 研究課題の重要性

- ・当該補助金の目的に照らし、推進すべき研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。
- ・本研究課題の遂行によって、沖縄におけるこども施策などへの波及効果が期待できるか。

② 研究方法の妥当性

- ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものであるか。
- ・研究目的を達成するための準備状況は適切であるか

③ 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

(2) 事後評価基準

① 評価に当たっての着目点

(ア) 研究目的の達成度

- ・当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展があったか。
- ・事前評価の結果が、適切に反映された研究遂行であったか。

(イ) 研究成果の活用可能性

- ・沖縄におけるこども施策、沖縄におけるこどもの課題への貢献を見込むことのできる成果をあげたか。

(3) 5段階の評価基準

①事前評価

(区分) (評価基準)

- 5 期待以上の成果が見込める
- 4 期待どおりの成果が見込める
- 3 一部十分ではないが、概ね期待どおりの成果が見込める
- 2 十分ではないが一応の成果が見込める
- 1 期待された成果が見込めない

②事後評価

(区分) (評価基準)

- 5 期待以上の成果があった
- 4 期待どおりの成果があった
- 3 一部十分ではなかったが、概ね期待どおりの成果があった
- 2 十分ではなかったが一応の成果があった
- 1 期待された成果が上がらなかった

(秘密保持)

第9条 研究評価委員は、評価により知り得た情報は他に漏らしてはならない。

(研究評価の庶務等)

第10条 研究評価の庶務等は、内閣府沖縄振興局総務課事業振興室が行う。

第11条 前各条に規定するほか、研究評価の実施に関して必要な事項は、内閣府沖縄振興局長が適宜定める。

附則

- 1 この要領は、令和7年4月4日から施行する。

(別紙)

研究評価委員

- 鈴木 翔 : 東京電機大学理工学部共通教育群（教育社会学）准教授
○北澤 潤 : 国立成育医療研究センター 理事
星 玲奈 : こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付参事官補佐
山野 則子 : 大阪公立大学大学院現代システム科学研究科現代システム科学専攻 教授

※○委員長、委員氏名は敬称略、50 音順